

朝霞市規則第2号

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（令和2年朝霞市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第5代替職員の項中「10,540円」を「10,820円」に改める。

別表第6事務補助員の項中「162,900円」を「174,900円」に、「165,600円」を「177,600円」に、「168,700円」を「180,700円」に、「171,200円」を「183,200円」に、「174,000円」を「186,000円」に改め、同表保育士、管理栄養士、保健師、社会福祉士、手話通訳者の項中「237,600円」を「241,400円」に、「238,700円」を「242,300円」に、「240,000円」を「243,300円」に、「241,200円」を「244,300円」に、「242,300円」を「245,200円」に改める。

別表第7教科支援員の項中「312,700円」を「314,600円」に、「315,900円」を「317,800円」に、「319,000円」を「320,800円」に、「321,700円」を「323,400円」に、「324,100円」を「325,600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。